五一三〇	奄美大島	奄美市	国有	使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三〇	奄美大島	奄美市	公有 国有 公有 国有	使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三四	徳之島	鹿児島県大島郡徳之島町、伊仙町	公有 民有 公有 公有	使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町	国有	建物：約一三〇平方メートル 工作物：野球場等 運動施設として追加提供する。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	浦添市	国有	工作物：通信ケーブル 通信ケーブルとして追加提供する。
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有	工作物：通信ケーブル 通信ケーブルとして追加提供する。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	土地：約二、八〇〇平方メートル 建物：約三七〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	公有 民有 国有 国有	土地：約六、九〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地：約三、九〇〇平方メートル 建物：約二、一〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九六	宮古島駐屯地	宮古島市	国有	土地：約三、八〇〇平方メートル 建物：約三、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日まで 収のための追加期間：訓練の展開及び撤去に必要に応じ、陸上自衛隊宮古島駐屯地及び陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。